

今夜はもう1軒！ 二次会利用促進応援事業 (ナイトタイムを応援！ セット割事業)

飲食店へは、米子市だけでなく鳥取県も重層的に利用促進等の支援策を講じているところ。

そのため、昼食・夕食での飲食店利用は一定程度進んでいるが、二次会やバー・ラウンジ・スナック等の利用は依然として厳しい状況がある。

20時以降の飲食店利用客に対し、飲食店利用代金とタクシー・運転代行代金の一部を支援することで、二次会等の機運醸成を図る。

【利用者側の割引条件】

① 20時以降に市内飲食店（県の認証店）に入店し、一人あたり2,000円以上の利用

② 割引券発行の飲食店を通じてタクシー等を手配（当日のみ利用可）

飲食代金500円割引 + タクシー・運転代行代金500円割引

※上記の条件を満たせば、米子市民以外の方でも利用可能。

【利用例】

① 1人で1台のタクシーを利用し代金960円だった場合

⇒ 割引券1枚使用（500円）+ 現金（460円）

② 3人で1台のタクシーを利用し代金960円だった場合

⇒ 割引券は3枚配布

割引券2枚使用（500円+460円）現金手出しナシ

※3枚目の割引券は当日のみ有効。

また、当該乗車の精算時にのみ有効ため、3枚目の割引は無効となります。

【事業のオペレーション】

① 20時以降営業を行っている市内飲食店（県の認証店）を対象に、本事業参加店舗を募集

② 参加店舗は、上記割引条件を満たした利用者にタクシー割引券配布※1（必要事項を記入）

③ 飲食店は、該当利用者の飲食代金を500円を割引（割引半券と請求書を市へ送付）

④ タクシー・運転代行業者は、利用料金から500円を割引（割引半券と請求書を市へ送付）

※1 タクシー・運転代行を利用する人数分の割引券を配布（1台に3人乗車する場合3枚配布）

【支援規模】

■ 20時以降営業を行っている市内飲食店（県の認証店200店舗）

■ 各店舗初回配布枚数：50枚（追加配布あり 上限100枚）

※追加配布制とすることで各店舗の使用状況が把握でき、

状況に応じて予算を最大限有効活用することが可能となる。

■ 200店舗 × 100枚 × 1,000円 = 2,000万円

【キャンペーン期間】

令和4年9月1日～10月31日（お盆過ぎから忘年会シーズンまでのつなぎ期間）

（割引券イメージ）

NO.1		今夜はもう1軒！ 二次会利用促進応援キャンペーン割引券					NO.1		
 飲食店 お会計から 500円引き		 タクシー等 <input type="checkbox"/> 500円引き <input type="checkbox"/> _____円引き (500円未満の端数) 令和4年 月 日 営業日に限り有効							
氏名	_____							タクシー等事業者記入欄	
電話番号	_____							乗車日時	令和4年 月 日 時 分
店鋪記入欄		登録番号	組合扱者	会社扱者	運転者	車番号	集券会社		
入店日時	令和4年 月 日 時 分								
発行店舗	_____								